

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	市民病院 平成30年度分(必要に応じて令和元年度分)事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 元 年 7 月 17 日
提出日(最新提出日)	令和 2 年 4 月 24 日
担 当	市民病院事務局 病院政策課(TEL 251-1101 内線4332)

指摘事項	措 置 状 況
<p>1 実地たな卸の方法について</p> <p>薬剤部において、たな卸資産である薬品の受払は、物流管理システムで行っている。薬剤部から病棟等に払い出した薬品のうち、患者の治療内容が変更になったことなどにより、使用せず薬剤部に戻ってくる薬品は、一部の高額薬品や毒薬等を除き物流管理システムに入力されていない。よって、物流管理システムから出力される帳簿残高には、正確な在庫数が記録されていない。</p> <p>このため、実地たな卸は、本来、帳簿残高と実在庫を照合し、差異があればその原因を調査し、原因により適切な処理を行った後に帳簿残高を実在庫に調整すべきところ、9月及び3月に行なう実地たな卸では、実在庫を数えた結果を物流管理システムに入力しているのみであった。</p> <p>一旦払い出された後、病棟等から戻ってきた薬品について、物流管理システムで在庫管理できる方法を検討するとともに、適切に実地たな卸を行うことができる方法を検討されたい。</p> <p>併せて、薬剤部及び中央検査部において行う実地たな卸の方法を定めたマニュアルの作成を検討されたい。</p>	<p>薬剤部から一旦払い出された後、病棟等から戻ってきた薬品について、物流管理システムに返品を集計できる機能を追加し、返品を計上することにした。その結果、実在庫と物流管理システム内の在庫の差異は縮小し改善された。</p> <p>物流管理システムと実在庫の在庫数に差異があるものは、物流管理システムより実在庫の方が多量の、少ないものに分けて、考えられる要因を洗い出し、原因を調査し改善していく。また、薬剤部及び中央検査部において行う実地たな卸の方法を定めたマニュアルを作成する予定である。</p>